東京未来大学研究紀要　2011年　第4号　pp.9-16

外国につながる子どもたちへの教育支援
―多文化共生社会の構築をめざして―

末藤　美津子

Educational Support for Foreign Children:
Towards the Construction of the Multicultural Society

Mitsuko Suefuji

要約

近年、外国につながる子どもたちへの教育支援のあり方は、日本の社会において大きな課題となっている。そこで、公立学校と地域における先進的な取り組みを紹介し、現状と課題を明らかにする。具体的には、公立学校における実践として、栃木県小山市の小山市立小山城東小学校内に開設された「小山市外国人児童生徒適応教室（かけはし）」を取り上げる。また、地域における実践として、大阪府豊中市のとよなか国際交流協会に注目する。どちらの実践においても、外国につながる子どもたちの言葉と学力の支援が中心となっているが、その背景として、子どもたちの居場所づくりが意識されている。それは、外国につながる子どもたちの人権を大切にし、そうした子どもたちと日本の子どもたちとの共生をめざす姿勢からもうかがえる。

キーワード

日本語支援、学習支援、母語支援、居場所

1. はじめに

1990年6月に「出入国管理及び難民認定法」の改正が施行されたことなどにより、日系人を含む外国人の渡日が増加し、こうした外国人に同伴されて渡日する子どもの数も増えてきたことを契機に、文部科学省は1991年度より「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」を開始した。「日本語指導が必要な外国人児童生徒」とは、日本語で日常会話が十分にできない児童生徒及び日常会話ができても、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒のことを指している。

最新の調査結果によると、2008年9月現在、日本の公立小・中・高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数は、28,575人で、前年度から12.5％増加している。学校種別では、小学校19,504人、中学校7,576人、高等学校1,365人、中等教育学校32人、特別支援学校98人で、小学校の在籍者が全体の7割弱を占めている。なお、特別支援学校の在籍者は全体に占める割合は0.3％ほどであるが、前年度より14名ほど増加していることにも留意しておきたい。また、母語別では、ポルトガル語11,386人、中国語5,813人、スペイン語3,634人、その他の母語7,724人で、これまでの調査同様、ポルトガル語、中国語及びスペイン語の3言語で全体の7割以上を占めている。在籍人数別学校数では、「5人未満」の学校が全体の8割を占めていて、在籍人数別市町村数でも、「5人未満」の市町村が全体の約半数を占めていることから、少数の子どもがさまざまな学校や市町村に点在している状況が見て取れる(1)。

ところで、文科省が「日本語指導が必要な外国人児童生徒」と呼んでいる子どもたちの中には、外国籍の子どもたちのみならず外国にルーツをもつ日本国籍の子どもたちも含まれている。そこで、本稿では、こうした子どもたちのことを総称して、外国につながる子どもたちと呼ぶこととする。外国につながる子どもたちには、日本語指導ならびに学習指導が必要とされていることはいうまでもないが、近年、こうした子どもたちが母語や母文化に触れることが

できる居場所を保証しようとする動きも顕著である。居場所とは、単なる物理的な空間のことではなく、母語と日本語の間でアイデンティティが揺れ動いているこうした子どもたちにとって、ありのままの自分でいられる空間のことでもある。こうした居場所づくりの試みとしては、横浜市立いちょう小学校[2]や新宿区立大久保小学校[3]などの公立学校における取り組みとともに、川崎市ふれあい館[4]や武蔵野市国際交流協会[5]などの地域における取り組みもよく知られている。

本稿は、外国につながる子どもたちへの教育支援として、言葉と学習の支援のみならず、子どもたちの居場所づくりにも積極的に取り組んでいる事例として、栃木県小山市の外国人児童生徒適応指導教室と大阪府豊中市のとよなか国際交流協会に注目したい。前者は、小山市内の小・中学校に通う日本語がよくわからない外国人の子どもたちのために、2008年に小山市立小山城東小学校内に開設された教室である。子どもたちは自分の学校やクラスを離れて、この教室で数ヵ月間、集中的に日本語指導や適応指導を受けている。後者は、豊中市の外郭団体として1993年に設立された財団法人で、市からの補助金を主財源として事業を展開している。設立当初より、人権尊重を基礎とする国際交流をめざし、多様な人々が尊重される地域づくりや周縁化される外国人のための総合的なしくみづくりに取り組んでいる。筆者は、2009年にこの二つの機関を訪問し、外国につながる子どもたちへの教育支援の実態を参与観察する機会に恵まれたので、以下の節では、その折に提供された資料や情報をもとに、二つの機関での取り組みを紹介したい。

2. 小山市外国人児童生徒適応教室の実践

(1)「かけはし」の開設

小山市教育委員会の資料によると[6]、小山市における外国人登録者は年々増加していて、2009年4月1日現在、5,394人で、県内では宇都宮市に次いで2番目に多い。また、2009年5月1日現在、小山市に在籍する外国人児童生徒は246人で、小学校に168人、中学校に78人となっている。こうした外国人児童生徒のうち、およそ40％に当たる94人が日本語指導を必要としている。国籍別では、最も多いのはブラジルで、次に多いのがペルーで、この2ヵ国で全体の70％を占めている。

小山市では従来、市内の小・中学校の日本語教室を中心にして外国人児童生徒の指導に当たってきたが、こうした子どもたちの急増により、日本語教室での対応が困難になってきた。また、日本語教室が設置されていない学校にも外国人児童生徒が編入学するケースも増えてきた。一方、外国人児童生徒の不就学対策にも積極的に取り組んできて、2007年11月1日現在の就学率は76％であるが、今後、さらに外国人児童生徒が増加すると、対応がより困難になると予想している。こうした状況を解決するために、2008年4月に、小山城東小学校内に外国人児童生徒適応指導教室「かけはし」が開設された。

「小山市外国人児童生徒適応指導教室運営要項」によると[7]、外国人児童生徒の教育のあり方について、小山市は以下のような三つの考え方を大切にしている。第一に、外国人の子どもたちの教育を受ける権利を保障すること。第二に、外国人と日本人が互いのよさを生かしながら共生できるようにすること。第三に、外国人の子どもたちの不就学をなくし、市民としての義務と責任を果たし、社会に貢献できるようにすること。こうした考え方に沿ってつくられた「かけはし」は、「日本語がわからない外国人の子どもたちに、一定期間、集中的に日本語指導、生活指導等の初期指導を行うことにより、学校や社会生活に早く適応できるようにする」ことを目的としている。

「かけはし」が対象としているのは、小山市内の小・中学校に在籍し、初歩的な日本語指導を必要としている外国人児童生徒であるが、日本国籍（帰国外国人児童生徒を含む）であっても、同様な児童生徒は対象とされている。まさに、外国につながる子どもたちを受け入れるための教室となっている。ただし、保護者が通級を希望している場合に限られている。児童生徒の学籍は居住する学区の学校に置かれ、「かけはし」へは在籍校からの通級扱いとされる。通級期間は最長6ヵ月で、通級児童生徒に「身に付けさせたい資質・能力・態度」が概ね身に付いてきたと判断されると、卒級となり、教育委員会、在籍校の学校長、保護者との協議を経て、通級していた児童生徒は在籍校に戻っていく。

(2)「かけはし」の支援体制

当初、「かけはし」は、小山城東小学校の校舎内の教室で運営されていたが、1年後の2009年4月には、小山城東小学校の校庭西側に専用の教室棟をもつようになった。専任教員1名、ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語などのバイリンガルの非常勤の指導員4名、ボランティアなどが指導に当たり、2009年5月1日現在、10名の子どもたちが通級していた[8]。

指導内容は、「学校生活に必要な日本語の指導」、「学校生活に必要な生活指導」、「学校の学習を理解するために必要な基礎的な学習の指導」の三つの領域にわたっている。ここで、「生活指導の時間」の指導項目を見てみよう[9]。

「生活指導の時間」の指導項目

1	学校の日課（学校の一日の流れ、登校時間と下校時間等）
2	学校との連絡の取り方（欠席、遅刻、相談等）
3	給食指導（当番の仕事、箸の持ち方、時間内に食べる、何でも食べる等）
4	健康管理（具合が悪くなったとき、けがをしたとき等）
5	トイレの使い方（洋式と和式、汚してしまった場合等）
6	清掃指導（児童生徒が学校を清掃することについて等）
7	翌日の準備（早寝･早起き、ハンカチ等、給食セット、帽子、上履き）
8	日本の学校の教科（小学校と中学校の違い、授業に必要なもの）
9	授業の受け方（座り方､話の聞き方と発表の仕方、鉛筆の持ち方等）
10	校内や教室の設備と使い方（特別教室、職員室、保健室、プール、校庭等）
11	通学上の注意（通学路、通学班、信号機、線路と踏切、立ち入り禁止、危険箇所等）
12	学校での過ごし方（校舎内、校庭、室内を走らない、雨の日の過ごし方等）
13	学校へもってきて良いものといけないもの（菓子、携帯電話、おもちゃ、ペット等）
14	交通規則（歩行者の規則、自転車の規則、危険箇所、規則全般）
15	災害への備え（悪天候時の登下校、休校・遅延の連絡、雨天や雷雨、非難訓練等）
16	服装と装飾（化粧、香水、アクセサリー、肌の露出、ピアス等）
17	あいさつの大切さ（授業の始めと終わり、校内や通学路等）
18	人間関係（仲良く協力、よくないときは謝る、目上の人、互いを認め合う態度等）

これは、「生活指導の時間」の指導項目であるが、別の見方をすると､日本の学校文化であるとともに、隠れたカリキュラムでもある。国際的にみると、日本のような給食制度を実施したり、児童生徒に学校の掃除をさせたりしている国はさほど多くはなく、化粧、香水、アクセサリー、ピアスなどに寛容な国もある[10]。日本で生まれ育ち、日本の幼稚園や保育所に通っていた経験をもつ者にとっては、さほど違和感なく受け入れられる指導であっても、そうした学校文化をもたない国につながりをもつ者にとっては、保護者ともども戸惑うことが少なくないという。

ところで、2009年5月に筆者が「かけはし」を訪問した際には、日本語指導の授業を参観した。子どもたちは、日本語能力のレベルに応じてグループに分かれ、バイリンガルの教員から指導を受けていた。日本語があまり理解できない子どもたちのグループでは、バイリンガルの教員が適宜、母語も交えて日本語の指導を行っていた。一方、日本語がかなり理解できる子どもたちのグループでは、バイリンガルの教員はもっぱら日本語を用いて日本語の指導に当たっていた。子どもたちの写真と出身国の国旗がそれぞれの出身国と矢印で結ばれた、大きな世界地図が壁に飾られていて、自らの出自を誇りに思えるような環境が整えられているように見受けられた。子どもたちには、必要なときには、バイリンガルの教員を通して、母語や母文化に触れることが保証されている。加えて、日本語があまり理解できない保護者は、バイリンガルの教員を通して、子どもや学校に関する適切な情報を母語で得ることができる。最長でも6ヵ月と期限が限定されてはいるが、「かけはし」は、外国につながる子どもたちが母語と母文化とのつながりを意識しながら、日本語と日本の学校への円滑な適応を学んでいくことができる、子どもたちにとってかけがえのない居場所になっていると言えよう。

3. とよなか国際交流協会の実践

(1)「子どもサポート事業」の開始

外国人教育研究協議会の調査によると、外国人の子どもたちの教育のあり方を定めた「外国人教育指針」をもつ自治体は、2004年の時点で大阪府において際立って多く、大阪府ならびに大阪府内の40市町村がすでに制定していると回答している。次いで、兵庫県ならびに兵庫県内の9市町村、奈良県ならびに奈良県内の8市町村が同様の回答を寄せている(11)。周知のとおり、大阪においては、人権の意識に支えられた同和教育や在日韓国・朝鮮人教育の広まりと深まりのなかで外国人教育がとらえられている(12)。

大阪府北部に位置する豊中市の2009年度の総人口は388,544人で、そのうち外国人登録人口は4,774人である。国籍別にみると、韓国・朝鮮が2,402人と最も多く、およそ半数を占めている(13)。次いで中国が1,167人で、およそ四分の一に当たる。残りの四分の一の中では、フィリピンの174人、米国の134人、ベトナムの107人、ブラジルの106人となっている(14)。こうした統計からは、従来、少なからぬ定住外国人が暮らしてきた地域に、新たに渡日した外国人が暮らし始めたという豊中市の状況がうかがえる。

今日、全国の自治体関連の国際交流機関の多くが、姉妹都市などをはじめとする海外との友好交流を主たる事業とするなかで、とよなか国際交流協会は、1993年の設立当初より、地域のマイノリティに目を向け、いわば内なる国際化の視点を持ち続けてきた。「マジョリティの意識を変革すること」と「マイノリティの権利を保障すること」を、とよなか国際交流協会は活動の基本に据えている。それゆえ、さまざまな困難を抱える「マイノリティの声に耳を傾けること」によって「マジョリティの意識を変革」しようと試み、「マイノリティの声を聞く場を確保すること」によって「マイノリティの権利を保障」しようと努めている(15)。これは、まさに、マイノリティの人々の居場所づくりの実践である。こうした考え方に基づいて、協会は、マイノリティの大人を支援する事業とマイノリティの子どもを支援する事業を多彩に展開している。そうした事業の中で、本稿は、2006年度から開始された「子どもサポート事業」に注目したい。

豊中市では外国につながる子どもたちが少数で点在していることから(16)、子どもたちは同じ背景を

もつ者に学校や地域で出会う機会が少ない。そこで、こうした子どもたちの出会いの場所、つまり居場所をつくろうと始められたのが、「子どもサポート事業」である。「子どもサポート事業」には、保護者の就労や留学などに伴い渡日した子どものみならず、中国帰国者の子ども、国際結婚の子どもなど、さまざまな形で外国につながる子どもたちが参加している。この「子どもサポート事業」では、「日本語・学習支援事業」と「子ども母語事業」という二つの取り組みが実施されているので、以下、順に見ていこう。

(2)「日本語・学習支援事業」の現状と課題

外国につながる子どもたちに日本語支援と学習支援を行うための活動は、当初、毎週木曜日の17時から19時の時間帯で行われていたことから、「トワイライト」と呼ばれていた。参加者の多くは、中学生や小学生の高学年であった。2007年度からは、小学生の低学年や遠方に暮らす子どもたちも参加しやすいようにと、日曜日の13時から15時の時間帯に変更し、名称も「サンプレイス」とした。「サンプレイス」となってからは、参加者も変化し、全体的に子どもの年齢が下がり、渡日間もない子どもが増えたという[17]。

「サンプレイス」の運営は、大学生ボランティアに支えられている。年齢的に子どもたちに近い大学生ボランティアは、子どもたちの目には、学校の教師や保護者とは違う存在として映っている。しかも、ここには、子どもと同じ母語を話し、同じ国と深いつながりをもつ大学生が、ピアサポーターとして参加し、ピア（peer)、つまり対等な立場にたつ仲間として、子どもに大きな安心感を与えている。こうした大学生は、子どもにとって、自らの将来像を重ね合わせることのできるロールモデルでもあり、子どもにとって大きな支えとなっている。

「サンプレイス」は、さまざまな人たちの出会いの場である。まず、豊中市は外国人の少数点在地域であることから、外国につながる子どもたちは、日頃、お互いに出会う機会が極めて少ない。「サンプレイス」は、そうした子どもたちが出会う場となっている。次に、日曜日には協会内でいくつもの活動が展開されていることから、子どもたちは普段、学校や家庭で出会うことのないような多様な人々との出会いを経験できる。加えて、「サンプレイス」では、大学生ボランティアが保護者と出会い、つながりをもつことも大切にされている。日曜日ということもあり、保護者が「サンプレイス」に立ち寄る機会も増え、大学生ボランティアと保護者との接点も少しずつ増えてきている。

外国につながる子どもたちが、大学生ボランティアといっしょに、日本語を学んだり、学校の授業で理解できなかった箇所を学び直したりする場が「サンプレイス」であるが、そこには、いくつかの課題も浮かび上がってきている[18]。第一の課題としては、1週間に僅か2時間という活動で子どもたちの学習を支援していくことの難しさが指摘されている。大学生ボランティアは日本語支援や学習支援の専門家ではないことから、技術的な限界にぶつかることもあるという。また、子どもたちの中には、学力以前のさまざまな問題を抱えている子どももいて、そうした子どもへの支援のあり方も検討されている。第二の課題としては、大学生ボランティアの立ち位置のあいまいさが挙げられている。「トワイライト」の時期には、保護者との接点があまりなく、子どもの側に立って活動することが主に求められていたが、「サンプレイス」になってからは、保護者とのかかわりが重視されるようになり、子どもと保護者との「橋渡し役」を演じなければならなくなってきたからである。それはまた、大学生ボランティアの役割がますます重要なものとなってきたということでもあろう。

(3)「子ども母語事業」の支援体制

渡日した子どもや国際結婚で生まれた子どもは、保育所や学校に通い始めると、圧倒的に日本語が優勢な環境に身を置くこととなり、否応なしに、日本や日本語への同化の圧力にさらされることとなる。そうした子どもたちが、自己の出自に誇りをもち、保護者とも母語でコミュニケーションをとれることを願って、「子ども母語」の活動が始められた。現在は、中国語・スペイン語・ポルトガル語の三つの言語に対応した母語教室が、毎月第2と第4の日曜日の10時から12時の時間帯に開かれている。参加者の多くは、国際結婚で生まれた子どもたちで、日本で生まれて日本で育った者たちであるという[19]。

「子ども母語」の運営は、それぞれの国に深いつながりをもつ大学生や大学院生によって担われている。こうした者たちは、幼いときに渡日し、日本語と母語の二つの言語の間でアイデンティティの揺らぎを感じつつも、日本の小学校、中学校、高校、大学を通り抜けてきている。その意味でも、母語教室を担当している大学生たちは、教室に通ってくる外国につながる子どもたちにとっては、人生の先輩格にあたる。こうした大学生たちは、母語や母文化を伝えるのみならず、自らの体験を踏まえて、子どもたちが学校や家庭の中で直面する不安や悩みに寄り添うことができ、子どもたちにとってのひとつのロールモデルともなっている。

ところで、母語教室で子どもたちはどのようにして母語を学んでいるのであろうか。2009年9月に筆者が訪問した折に参観したポルトガル語教室では、比較的年少の数名の子どもたちに、『はらぺこあおむし』のポルトガル語版の紙芝居の読み聞かせが行われていた。子どもたちは皆、この話しを日本語でよく知っているので、活発なやりとりが交わされていた。この他にも、『おおきなかぶ』『これが「わたしの顔」』『にんじん―いやだいやだの絵本1―』『あなたはだれ？』など、家庭や保育所でよく読まれている身近な絵本が取り上げられているという。こうした教材の選び方が、子どもたちの母語を学ぶことへの意欲を高めているように思われた。

このポルトガル語教室に対して、保護者からはさまざまな意見が寄せられている[20]。

- 新しい友だちをつくり、他の国の他の文化を知り、子どもたちがブラジル文化やポルトガル語の読み書きに興味を持ってくれることを期待しています。
- 子どもはことばを覚えるのが楽しいらしく、習ったことを色々教えてくれる。「ポルトガル語、習いたい！」と積極的に取り組もうとしている。
- 母語教室から帰った後は、しばらくの間、「いちごはモランゴって言うねんで」「猫ってなんやったっけ？パパに聞いてみよう」と話してくれる。
- ぜひ続けて欲しいと思う。英語であれば、他にもいくらでも教室を見つけられるだろうが、子どもがポルトガル語を学べる学校などは、他にはなかなか見つけられない。見つけられても費用を考えると通わせられないだろう。また、ブラジルという同じルーツをもつ子どもたちと友だちになれる機会も子どもにとって重要だと思う。

概ね好評な意見が多いなか、さらなる期待や注文も寄せられている。

- 月に2回だけではポルトガル語を学ぶために少ないと理解しています。
- ブラジルの童話や誰でも知っているような踊

り、食べ物など、ブラジルの文化を吸収できるような機会もあればいいなと思う。

- 子どもが総合的な知識を得ることができ、ブラジルの文化について知ることができ、ポルトガル語を聞いたり話したりする習慣がついたらいいと思う。

こうした意見からは、保護者も、「子ども母語」の教室のことを単なる語学教室とみなしているのではないことがうかがえる。教室に通うことで、子どもの中にある種の変化が起こってきていることも、保護者は気づいている。1回2時間の教室が月に2度開かれるだけであるという制約や、母語話者の大学生や大学院生が主体となって運営されているという条件のもとで、さまざまな課題も抱えているが、「子ども母語」の教室は、外国につながる子どもたちの居場所として、保護者からもそれなりの支持を得ているように思われる。

4. おわりに

本稿では、近年、日本の社会で大きな課題となっている、外国につながる子どもたちへの教育支援のあり方を検討した。具体的には、公立学校と地域における二つの先進的な取り組みに目を向け、現状と課題を分析した。

小山市の小山城東小学校内に開設された「小山市外国人児童生徒適応教室（かけはし）」では、日本人の専任教員の他に非常勤のバイリンガルの指導員やボランティアなどが、日本語をよく理解できない子どもたちの指導にあたっている。子どもたちが「かけはし」にいられるのは長くても6ヵ月間であるが、少なくともここにいる限りは、子どもたちは母語や母文化とのつながりを意識しながら、日本語や日本の学校への適応を学んでいくことができる。「かけはし」の実践は、公立学校という制約の中で、可能な限り子どもたちの居場所づくりに心を砕いている、先進的な取り組みであると思われる。

とよなか国際交流協会は、大阪における人権教育の流れを踏まえて、マイノリティとマジョリティの関係性の組み替えを意識した活動を続けている。外国につながる子どもたちの居場所をつくることを第一の目的とし、「日本語・学習支援事業」や「子ども母語事業」が展開されている。どちらの活動でも、大学生や大学院生が主体となり、子どもの気持ちに寄り添うことが大切にされている。渡日の経験をもつ、外国と深いつながりのある大学生や大学院生も加わっていて、こうした者たちは、子どもたちにとってのロールモデルともなっている。いくつかの課題を抱えながらも、人権意識の高い地域の歴史や伝統を受け継ぎ、それを次の世代につないでいこうとするすぐれた実践であると言えよう。

注

(1) 文部科学省「『日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査（平成20年度）の結果について』」2009年7月3日、『報道発表』http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/21/07/1279262./htm、2010年9月14日。

(2) いちょう小学校の実践については、山脇啓造＋横浜市立いちょう小学校編『多文化共生の学校づくり―横浜市立いちょう小学校の挑戦―』明石書店、2005年、に詳しい。

(3) 大久保小学校の実践については、末藤美津子「道徳教育の新たな課題―多文化共生の学校づくりをめざして―」『社会環境論究』第2号、2010年、1-12頁、を参照のこと。

(4) 川崎市ふれあい館のウェブサイトは、http://www.seikyu-sha.com/fureai/、2010年9月15日。なお、川崎市ふれあい館については、金侖貞「実現可能な多文化共生とは」『異文化間教育』

32号、2010年、11-23頁、ならびに、金侖貞『多文化共生教育とアイデンティティ』明石書店、2007年、などに詳しい。

(5) 武蔵野市国際交流協会（MIA）のウェブサイトは、http://www.mia.gr.jp/、2010年9月14日。なお、武蔵野市国際交流協会については、野山広「連携におけるコーディネーターの役割と課題―地域における研修やワークショップを事例として―」『異文化間教育』28号、2008年、32-43頁、などに詳しい。

(6) 小山市教育委員会学校教育課「小山市の外国人児童生徒教育に関する現状（H21.5.1）」

(7) 小山市教育委員会「小山市外国人児童生徒適応指導教室運営要項」2008年3月13日決定。

(8) 小山市教育委員会学校教育課、前掲書。

(9)「小山市外国人児童生徒適応指導教室設置要綱」

(10) 給食については、新村洋史『いま考える学校給食』汐文社、1992年、を参照のこと。掃除については、二宮皓「世界の学校を旅する―比較教育文化論への誘い」二宮皓編著『世界の学校―教育制度から日常の学校風景まで―』学事出版、2006年、19-20頁、29頁を参照のこと。服装や髪形については、同上書、30-31頁を参照のこと。

(11) 榎井縁「子どもをつなぐ支援ネットワークづくり」志水宏吉編著『高校を生きるニューカマー―大阪府立高校にみる教育支援―』明石書店、2008年、122頁。

(12) 新保真紀子「同和教育を土壌とする学校文化とニューカマー教育」志水宏吉編著『高校を生きるニューカマー―大阪府立高校にみる教育支援―』明石書店、2008年、46-56頁、および、中島智子「連続するオールドカマー／ニューカマー教育」同上書、57-74頁。

(13) 筆者が、2009年7月12日にとよなか国際交流協会を訪問した際に、具圭三氏から受けた説明によると、このうちのおよそ8割が在日であるという。

(14) 豊中市「平成21年度豊中市統計書」『豊中の統計』http://www.city.toyonaka.osaka.jp/top/shoukai/toukei_joho/h21_toukeisho/h21-02.html、2010年9月19日。

(15) とよなか国際交流協会「地域における外国にルーツをもつ子どもの居場所づくり～子どもサポート事業のあゆみ　2006・2007～」2008年、はじめに。

(16) 同上書、2頁。

(17) 同上書、10頁。

(18) 同上書、16-17頁。

(19) 同上書、2頁。

(20) 同上書、129-132頁。

本稿は、平成20年度科学研究費補助金（基盤研究A）（課題番号：20240071）「幼児・児童における未来型能力育成システムならびに指導者教育システムの開発」（研究代表者：坂元昂）の研究成果の一部をまとめたものである。